



GO!

<https://www.jfaiu.gr.jp>

2023.7.20

No.24-86

EXPRESS

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

「撮影罪」が施行されました！ ～旅客周知と現場対応力強化で法の実効性向上を～

機内盗撮・カスハラの根絶に向けて 第12弾

7月13日（木）、6月に国会で成立した「**撮影罪**」が施行されました（**NEWS EXPRESS 24-74**など参照）。

当日は羽田空港にて、同法施行を踏まえて定期航空協会が作成した新たなポスターが掲出され、そのもようが各メディアで報道されたほか、内藤会長も民放番組に出演し、撮影罪の重要性や、撮影罪の対象となっていない無断撮影の課題について訴えました。今後は警察と航空局、事業者が旅客に対して継続的に周知をおこない、盗撮行為の未然防止に取り組むとともに、事案発生時に対応する現場で混乱が生じないように、関係者が連携して運用方法を検討、確立することで、法の実効性を高める必要があります。



世の中的には、
大きな課題になっていますので
内藤会長がインタビュー出演
(テレビ朝日系列 スーパーJチャンネル)

その行為、機内でも**違法**です。

NO! 盗撮

No "Sneak Photography"!

周囲へのご迷惑や安全・業務の妨げになる場合があるため、
他のお客様や乗務員などの無断撮影はご遠慮ください。
Please refrain from taking photos of other passengers or staff without their permission.



航空機内の秩序を乱す、または機内に違反する場合、航空法上の安全妨害行為等に該当することがあります。

皆さまと共に「盗撮のない社会」を目指して。 | 定期航空協会 国土交通省航空局 法務省 警察庁

撮影罪周知のポスター
(定期航空協会作成)



航空連合ビジョン

いつの時代も社会から必要とされ、働く仲間がやりがいを感じ、誇りをもって働ける産業